

建設工事請負契約書 新旧対照表

改正後	現行
建設工事請負契約書 略 (請負代金内訳書及び工程表) 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 2 <u>内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとす</u>る。 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 略 (下請負人の社会保険等加入義務) 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。 (1) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</u> (2) <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</u> (3) <u>雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</u> 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区	建設工事請負契約書 略 (請負代金内訳書及び工程表) 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 (新設) 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 略 (新設)

改正後	現行
分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。 <u>(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人</u> 次のいずれにも該当する場合 ① <u>当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</u> ② <u>発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合</u> <u>(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人</u> 次のいずれかに該当する場合 ① <u>当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</u> ② <u>発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合</u>	略